

限度額適用認定証・標準負担額減額認定証の更新・申請

保険年金課 ☎66・1102
☎66・1103

○限度額適用認定証

医療機関の窓口に提出することにより、1カ月に支払う窓口負担金額が、自己負担限度額までとなります。

○標準負担額減額認定証

入院時の食事代(標準負担額)が減額されます。

区 分		1食あたりの入院時の食事代
標準負担額減額認定証がない場合		260円
市県民税 非課税世帯	90日まで入院	210円
	90日を越える入院(申請月から過去12か月間の入院日数)	160円

※市県民税非課税世帯のうち所得が一定基準に満たない世帯の方で70歳以上の方と、後期高齢者医療保険に加入の方は申請により入院日数に関わりなく自己負担額は100円。

○各認定証の有効期限

7月31日(木)

◆後期高齢者医療保険加入の方(☎66・1102)

後期高齢者医療保険に加入して非課税世帯の方は、申請により「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。

現在、認定証をお持ちの方で、引き続き該当となる方には、7月下旬に認定証を発送します。

新たに認定証が必要な方は、申請手続きを行ってください。

手続きに必要なもの 印鑑

後期高齢者医療保険証

◆国民健康保険加入の方(☎66・1103)

国民健康保険被保険者は申請により「限度額適用認定証」「標準負担額減額認定証」が交付されます。

70歳以上で、かつ、市県民税課税世帯の方は「高齢受給者証」が限度額適用認定証の

代わりとなります。

8月以降も必要な方は、7月中に更新手続きをしてください。

新規に必要な方は随時申請をしてください。ただし、国民健康保険税に滞納があると限度額認定証を交付できない場合があります。

手続きに必要なもの 保険証 印鑑、認定証(更新の方)

国民健康保険高齢受給者証を更新します

保険年金課 ☎66・1103

70歳以上の国民健康保険被保険者の方に交付している国民健康保険高齢受給者証(高齢受給者証)の有効期限は7月31日(木)です。新しい高齢受給者証は7月末までに郵送します。

8月以降、医療機関などを受診するときは、新しい高齢受給者証を提示してください。

有効期限の切れた高齢受給者証は、保険年金課または市県民課へお返しください。



後期高齢者医療被保険証の更新

保険年金課 ☎66・1102

8月1日(金)から使用していただく保険証を7月中旬から下旬にかけて簡易書留郵便で送ります。

受け取る際、押印または署名が必要ですが、配達時に不在の場合は、郵便局へ再配達依頼をするか、直接受け取りに行ってください。

郵便局での預かり期間を過ぎた場合は、現在お持ちの保険証または身分証明書などと認め印を持参し、保険年金課でお受け取りください。

○新しい保険証はオレンジ色

保険証の色が、青色からオレンジ色に変わります。

8月1日(金)以降に医療機関などで受診するときは、必ずオレンジ色の新しい保険証を提示してください。

青色の保険証(有効期限7月31日)は8月以降に保険年金課へ返却してください。

※保険料額決定通知書、保険料額納入通知書などは別便で送付します。

土地・家屋の調査にご協力を

税務収納課 ☎66・1114

新築・増築・取り壊しなどを行った家屋の調査を実施しています。税務収納課職員が現地へ伺い、建築確認申請書、見積書などの資料を見せていただくことがありますので、ご協力をお願いします。

次の場合は税務収納課までお知らせください。

○家屋を新築・増築・取り壊したとき

○家屋の利用方法を変更したとき(店舗などを居住用建物へ変更、居住用建物の全部または一部を店舗などへ変更したとき)

※家屋の利用方法により、土地の税額が変わる場合があります。

○土地の利用方法(現況地目)を変更したとき(住宅用地を畑へ変更、畑を駐車場へ変更したときなど)

